

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況 計算書類の個別注記表

株式会社Schoo

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定め、全社に周知・徹底することで、コンプライアンスの実践に努めます。
- ・当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報制度を設けます。また、通報者に対する不利益な扱いを禁止するとともに、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。
- ・内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理することとします。
- ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努めます。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行います。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関して必要な事項を定め、適切に評価・管理を行う体制を整備し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減を図ります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ・事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として決議会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議します。決議会議は、原則として毎月開催します。

(e) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務

報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

- (f) 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
 - ・当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとします。
 - ・監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行います。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人はこれに応じて速やかに報告します。
 - ・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事實を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (h) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- (i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
 - ・監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社の監査役は、当社の取締役会、決議会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができることとします。
 - ・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行います。
 - ・当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。
- (k) 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - ・当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じな

いことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社の役員及び従業員に周知徹底します。

- ・平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会において、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行っております。

また、決議会議を原則として毎月開催し、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図り、取締役会付議事項以外で重要な事案に係る決裁を行っております。

② 監査役の職務執行

定時監査役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。また、各監査役は、毎期策定される監査計画に基づき取締役会等の重要な会議へ出席し、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し、必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

③ リスク管理及びコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。

情報セキュリティについては、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応手順を整備し、第三者の査察を受けて ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を引き続き取得しております。

④ 内部監査の実施

内部監査担当者による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、大人の学び事業のみの単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・ 月額利用料等サービスに係る収益

当社は主に法人向けのオンライン学習サービス『Schoo for Business』を提供しております。当該サービスの提供に係る履行義務は、ライブ配信コンテンツへの参加やアーカイブ動画コンテンツの視聴及びダウンロード（以下、月額利用料サービス）を利用できるような環境を顧客に提供することと管理者専用画面の設定及び機能活用サポート等（以下、初期導入サービス）になります。

月額利用料サービスに係る収益においては、履行義務が一定の期間において充足されると認識しており、契約期間にわたって収益を認識しております。

初期導入サービスに係る収益については、月額利用料サービスと一体の履行義務として認識し、月額利用料サービスの契約期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 54,142千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画に基づいており、当該事業計画策定上の主要な仮定は、翌事業年度における新規契約についての契約社数及びARPA（1顧客当たりの平均売上金額：Average Revenue Per Account）並びに継続契約についての解約率に関する予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

国内の不確実な経済条件の変動等により、主要な仮定に基づく見積りが実績と異なった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,982千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式	12,534,780株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式	186,000株
(3) 剰余金の配当に関する事項 ① 配当金支払額等 該当事項はありません。	
② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの 該当事項はありません。	
(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる 株式の種類及び数 普通株式	891,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	616,443千円
未払事業税	8,276
減価償却費	6,017
一括償却資産	4,039
その他	4,170
繰延税金資産 小計	638,946
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△578,575
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,229
評価性引当額 小計	△584,804
繰延税金資産 合計	54,142

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に伴い支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で6年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額 (*)
① 敷 金	15,359	13,938	△1,421
② 長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	(664,000)	(614,718)	(△49,281)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	264,000	300,000	100,000	—
合計	264,000	300,000	100,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	分	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷	金	—	13,938	—	13,938
長期借入金 (1年内返済予定を含む)		—	614,718	—	614,718

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定期を見積り、国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は大人の学び事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

「学び手」に向けたサービス	3,275,419
「教え手」に向けたサービス	84,688
顧客との契約から生じる収益	<u>3,360,107</u>
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,360,107

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	195,156	238,759
契約負債	572,533	539,885

契約負債は、主に『Schoo for Business』サービス提供における前受収益に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、572,533千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	古瀬康介	被所有 直接0.64%	当社取締役	新株予約権の行使 (注)	11,997	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 第9回新株予約権（2021年2月25日臨時株主総会決議）及び第10回新株予約権（2021年9月10日臨時株主総会決議）のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 150円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円31銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の行使)

2025年11月26日に第13回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

- ① 行使された新株予約権の個数 2,880個
- ② 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 86,400株
- ③ 資本金増加額 15,033千円
- ④ 資本準備金増加額 15,033千円